

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和8年6月19日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	可児市 (212148)
地域名 (地域内農業集落名)	西帷子地区 (石原・茗荷・菅刈)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	約24	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	約24	ha
② 田の面積	-	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	-	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	-	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	-	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	-	ha
(備考)区域内の農用地等面積は、農業振興地域農用地区域A地域(一部条件不利農地を除く)のみとする。		

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地区の内、石原・茗荷集落においては、既に多くの農地の集約化が進み、区域外の担い手により耕作ができているが、特に茗荷集落では、圃場の排水機能が劣化しており、大型機械を使用するの営農が困難であることから、排水機能の整備が喫緊の課題である。また、一部農地では土地所有者による耕作が続いているが、今後農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、受け手の意向を確認しながら集約化を進める必要がある。
 ・菅刈集落においては、農地の規模が小さいこと、圃場の排水機能が悪いことから、大規模な担い手による水稻の作付けが困難である。また、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・現行の担い手への集約化及び耕作の条件整備を図るため、排水路等整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・現状の担い手に対して、農地中間管理機構への貸付け及び集積を基本としつつ、新たな担い手が貸付けを希望する場合には、その者も含めて集約を行っていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	48.3	%	将来の目標とする集積率
			48.3 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・当地区における担い手が利用する農地面積は、合計で11.6haであり、今後も集積・集約面積の拡大を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・石原・茗荷集落において、地域の中心的な担い手に農地の集約及び集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組
・石原・茗荷集落において、農地の生産効率の向上を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った排水機能整備などの基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・既存の農地・水管理の保全組織並びに自治会等と協力しながら地域ぐるみで農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・現在市内の他地域で作業受託を行っている者を農業支援サービス事業者として地域計画に位置づけ、作業機械がないなどの理由で営農ができない小規模農家に対して積極的に案内をする。 ・毎年の協議の場の開催前にJAが主体となって各地域の担い手と現在の取組状況確認を行う連携会議を開催し、今後の農地について担い手同士での農地集積等について検討を行う。 ・農地の委託を希望する地権者が相談できる窓口の存在をわかりやすく、多く設置し、また、担い手・行政・JA等の横のつながりを強化することにより、耕作放棄地の発生を未然に防ぐよう務める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

・鳥獣被害防止対策について、市単独補助事業をPRし活用していただき、電気柵等の設置を進めることで被害の低減に努める。
・スマート農業について、大規模な経営体がドローンを利用した播種やサポートシステムを利用した圃場管理を行うことで、農作業の効率化を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	11.6 ha	0 ha	水稻	11.6 ha	0 ha	A	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		11.6 ha	0 ha		11.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	B	農作業全般	水稲

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

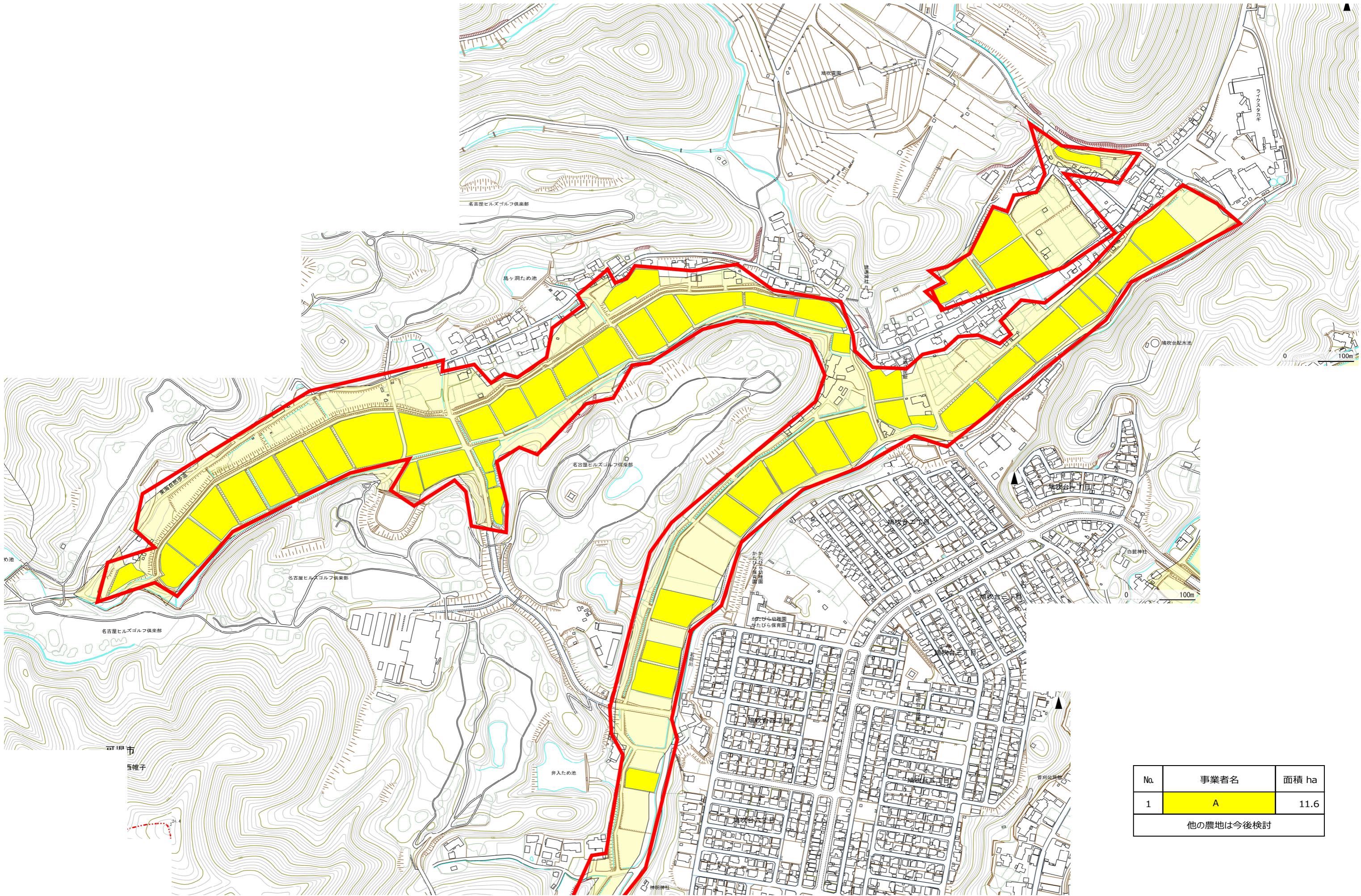
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



No.	事業者名	面積 ha
1	A	11.6
他の農地は今後検討		